

鹿児島工業高等専門学校教員選考委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校教員選考規則（平成13年8月31日制定）第6条第2項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織及び任務について定める。

(選考委員会の構成)

第2条 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 校長補佐（研究主事・専攻科長）
 - (4) 選考を行おうとする学科長又は一般教育科長（以下「学科長等」という。）
- 2 前項各号の委員のほか、必要に応じて、学内外の有識者へ意見を求めることができるものとする。
- 3 選考委員会は、選考を行おうとする当該学科等毎に設置するものとする。

(委員長)

第3条 選考委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(任務)

第4条 選考委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 学内及び関係機関等に公募を行うこと。
 - (2) 応募者の第一次審査（書類選考）を行い、原則として複数の候補適任者を決定し、職位の案を策定すること。
 - (3) 候補適任者に対して第二次審査（面接選考に加え、模擬授業若しくは研究計画の聴取又はその両方）を行い、採用候補者を決定し、校長に報告すること。
 - (4) 第一次審査及び第二次審査に係る経緯を記した「委員会議事要旨等」を当該学科長等にて作成すること。
- 2 公募の方法は、別に定める。

(審査の基準)

第5条 審査の基準は、次によるものとする。

- (1) 選考される者が、教員選考規則第8条から第12条に掲げる資格のいずれかを満たしていること。
- (2) 本校の教育、研究に強い意欲があること。

- (3) 学生の指導に理解と情熱があること。
- (4) その他選考委員会が必要と認めること。
- 2 専攻科における特別研究及び授業を担当することとなる教員の場合にあっては、別に定める基準を満たしていること。

(事務)

第6条 選考委員会の事務は、総務課人事係において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月16日から施行する。
- 2 この規則の施行以前に、現に公募を行っているものについては、第4条第1項第1号に規定する公募として取り扱うこととし、この規則施行後は、選考委員会を設置するものとする。
- 3 鹿児島工業高等専門学校教員推薦委員会規則は廃止する。
- 4 鹿児島工業高等専門学校教員審査委員会規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月16日から施行する。